

特別養護老人ホーム 桜の丘 利用料一覧

単位：円
令和6年6月1日 改定

施設サービス費 (※介護保険負担割合証「1割」の場合)														介護保険負担限度額 段階区分								
要介護度	基本価 (1日)		看護体制 加算 (I)	夜勤職員 配置加算 (I)イ	栄養マネジメント 強化加算	サービス 提供体制 強化加算 (III)	科学的介護 推進体制 加算 (I)	排せつ 支援加算 (I)	高齢者施設 等感染対策 向上加算 (I)	高齢者施設 等感染対策 向上加算 (II)	生産性向上 推進体制 加算 (II)	協力医療 機関連携 加算 (I)	1日計	1ヶ月合計 (30日)	介護職員等処遇 改善加算(II)	介護保険負担限度額 段階区分						
	多床室	個室														居住費		食費				
			(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1月)	(1月)	(1月)	(1月)	(1月)	(1月)	多床・個室	多床・個室		(1日)	1ヶ月合計 (30日)	(1日)	1ヶ月合計 (30日)			
要介護 1	589		6	22	11	6	40	10	10	5	10	100	634	19,195	所定単位数× 13.6%	第1段階	個室	320	9,600	300	9,000	
要介護 2	659												多床室	0			0	第2段階	個室			420
要介護 3	732												多床室	370		11,100	第3-①段階		個室	820	24,600	650
要介護 4	802												多床室	370		11,100		第3-②段階	個室	820	24,600	
要介護 5	871												多床室	370		11,100	第4段階		個室	1,171	35,130	1,500
			多床室	855	25,650																	

施設サービス費 (該当者のみ別途加算)

項目	負担額	備考	
療養食加算	6/回	医師の発行する食事せんに基づき提供された食事の場合、1日3回を限度	
再入所時栄養連携加算	200/回	医療機関に入院し当該施設を退所した者が再入所する際、医師が別に厚生労働大臣が定める特別食又は嚥下調整食を提供する必要性を認めた場合。入所者1名につき1回のみ算定	
安全対策体制加算	20/入所時1回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合	
初期加算	30/日	施設入所又は、30日以上入院後の再入所の場合入所当日より30日間算定	
外泊時費用	246/日	入院及び外泊の翌日より1月に6日間を限度として算定	
若年性認知症入所者受入加算	120/日	初老期における認知症によって要介護者になった者に対し、個別に担当者を定めサービス提供を行った場合	
退所時等 相談 援助 加算	退所前訪問相談援助加算	460/回	当該入所者の退所後生活する居宅、または病院・診療所・介護保険施設を除く他の社会福祉施設等を訪問し、当該入所者及びその家族に対して退所後のサービスについて相談援助を行った場合
	退所後訪問相談援助加算	460/回	退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族に対して相談援助を行った場合
	退所時相談援助加算	400/回	入所者及びその家族に対し退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合
	退所前連携加算	500/回	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス利用に関する調整を行った場合
退所時情報提供加算	250/回	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴を示す情報を提供した場合に、入所者等1名につき1回に限り算定する。	
看取り介護加算 (I)	72/日	死亡日以前 31~45日	
	144/日	死亡日以前 4~30日	
	680/日	死亡日の前日・前々日	
	1280/日	死亡日	